

定款内容の一部変更事項（案/予定）

（平成22年度に申請予定内容です）

特定非営利活動法人ジムカーナ・ライダーズ・アソシエーション
（NPO法人 GRA）

1 変更箇所（抜粋）

変更項目	変更前・後	内容	備考
第1章 第1条（名称）	（前）	特定非営利活動法人ジムカーナ・ライダーズ・アソシエーション	
	（後）	NPO法人 GRA	
第1章 第2条(事務所) 第2項	（前）	この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市中央区内平野町1丁目2番9号に置く	第1項表記は神戸市灘区楠丘町6丁目9番9号
	（後）	この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市都島区都島本通4丁目*番*号***マンション**号に置く	
第2章 第3条（目的）	（前）	この法人は、モーターサイクル・ライダーに対して、参加者自らが協力し合って開催するモーターサイクル・ジムカーナに関する事業を行い、個々のライダーが社会人としての自覚を持って行動することを促すとともに、広く社会一般に対しこの活動への理解を求める事業を行い、この活動を一つの文化へと高めることにより、モーターサイクル・ライダーの社会的地位を改善し、もって社会教育の推進、文化及びスポーツの振興ならびに社会交流の推進に寄与することを目的とする。	
	（後）	この法人は、『いつまでも、楽しく、安全なオートバイライフ環境を創る人材の育成』を目標として、オートバイの構造とメカニズムの理解からオートバイが本来備えた能力を活かしたライディングとメンテナンス技術を高める啓蒙活動を行ないます。また、同時に社会人ライダーとしての自覚ある行動を促し、オートバイおよびライダーの社会的地位を改善し、社会教育の推進や文化、スポーツの振興ならびに社会交流の推進に寄与することを目的とする。および、上記事業から得たノウハウを生かした一般ライダーに関する事故や車両破損等に関する技術的支援及び相談、一般ライダーに関する交通社会における紛争に関する相談に応じる事を目的とする	
第2章 第5条（事業）	（前）	(1) モーターサイクル・ジムカーナ・イベントの開催及び支援を行う事業	

		(2) モーターサイクル・ジムカーナに関する広報及び他の団体との交流を行う事業	
	(後)	(1) オートバイ・ライディング・イベントの開催及び支援を行う事業 (2) オートバイ・ライディングに関する広報及び他の団体との交流を行う事業	

2 変更該当部分の全文引用

変更前の定款文章（変更該当部分）	
<p>特定非営利活動法人ジムカーナ・ライダーズ・アソシエーション定款</p> <p>第1章 総則</p> <p>（名称）</p> <p>第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジムカーナ・ライダーズ・アソシエーション（Gymkhana Riders Association 略称GRA）という。</p> <p>（事務所）</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市灘区楠丘町6丁目9番9号に置く。 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市中央区内平野町1丁目2番9号に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>（目的）</p> <p>第3条 この法人は、モーターサイクル・ライダーに対して、参加者自らが協力し合って開催するモーターサイクル・ジムカーナに関する事業を行い、個々のライダーが社会人としての自覚を持って行動することを促すとともに、広く社会一般に対しこの活動への理解を求める事業を行い、この活動を一つの文化へと高めることにより、モーターサイクル・ライダーの社会的地位を改善し、もって社会教育の推進、文化及びスポーツの振興ならびに社会交流の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>（特定非営利活動の種類）</p> <p>第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>	

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) モーターサイクル・ジムカーナ・イベントの開催及び支援を行う事業
- (2) モーターサイクル・ジムカーナに関する広報及び他の団体との交流を行う事業

変更後の定款文章 (変更該当部分)

NPO 法人 GRA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 GRA という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市灘区楠丘町6丁目9番9号に置く。

- 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を大阪府大阪市都島区都島本通4丁目21番21号 TOWA都島マンション205号 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、『いつまでも、楽しく、安全なオートバイライフ環境を創る人材の育成』を目標として、オートバイの構造とメカニズムの理解からオートバイが本来備えた能力を活かしたライディングとメンテナンス技術を高める啓蒙活動を行ないます。また、同時に社会人ライダーとしての自覚ある行動を促し、オートバイおよびライダーの社会的地位を改善し、社会教育の推進や文化、スポーツの振興ならびに社会交流の推進に寄与することを目的とする。および、上記事業から得たノウハウを生かした一般ライダーに関する事故や車両破損等に関する技術的支援及び相談、一般ライダーに関する交通社会における紛争に関する相談に応じる事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) オートバイ・ライディング・イベントの開催及び支援を行う事業
- (2) オートバイ・ライディングに関する広報及び他の団体との交流を行う事業